

国分寺市契約における暴力団等排除措置に関する特記約款

(総則)

第1条 この特記約款は、この特記約款が添付される契約と一体となす。

(用語の定義)

第2条 この特記約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 発注者である国分寺市をいう。
- (2) 受注者 国分寺市との契約の相手方をいう。受注者が共同事業体又は事業協同組合等であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 国分寺市暴力団排除条例(平成24年条例第21号。以下「条例」という。)第2条(定義)第1号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 条例第2条第2号及び同条第3号に規定する者をいう。
- (5) 不当要求行為等
次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為
- (6) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を催告することなく解除又は解約することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用する等していると認められるとき。

- (4) 法人の役員若しくは使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の役員若しくは使用人が自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
 - (6) 前各号に関し勧告を受けた日から1年以内に、再度勧告に相当する行為があったとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
 - 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 5 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当したときは、受注者を市の契約に関与させないものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) 受注者は、下請負人又は再委託の受託者（以下「下請負人等」という。）がある場合において、当該下請負人等が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請負人等を指導すること。下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (3) 受注者は、この契約に関して受注者の下請負人等がある場合、受注者は、下請契約等の締結に際して、前条第1項及びこの項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、状況に応じて解約解除、入札参加資格停止又は違約金の請求等必要な措置を講じることができる。下請負人等が報告を怠った場合も同様とする。
 - 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

(平成29年4月1日適用)